

知事が訪問！県内企業の魅力発信事業実施要領

平成30年4月1日
企業振興課
企業立地課

1 目的

この事業は、宮崎県企業成長促進プラットフォームが認定した成長期待企業及び県が認定した立地企業（以下「認定企業」という。）への支援活動の一環として実施するものであり、認定企業が行う自社の魅力発信を支援することにより、県民や県内外の就職活動実施者に対する当該企業の認知度の向上、ひいては人材の確保に資することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 認定企業の希望に応じて知事が訪問し、当該企業が県民や県内外の就職活動実施者に知ってもらいたい「自社の魅力」について、代表者等と対談を実施する。
 - ※「自社の魅力」の例
 - ・業務の内容と特色、やりがい
 - ・企業理念
 - ・働きやすさ
 - ・独自の福利厚生 など
- (2) 対談を行った認定企業は、その内容を当該企業の広報誌や社内報、ホームページなどの自社媒体に掲載し、「自社の魅力」を発信する。
 - ※商品カタログや販促広告など、もっぱら営利を目的とする媒体は、当事業の対象外とする。

3 留意事項

- (1) 対談の時間は15分間程度とし、基本的に知事からの質問に代表者が応答する形式で進行する。
- (2) 媒体による「自社の魅力」発信を行わない、対談のみの希望は不可とする。
- (3) 人材の確保に資することを見据えた、認定企業自体の魅力の発信を支援することを目的としており、特定商品等の宣伝や販売促進が目的と考えられる希望は受け付けない。また、当該企業の商品等を県が推奨あるいは保証するものではない。
- (4) 認定企業は、自社媒体に掲載する際、下記事務局と内容を事前に確認するものとする。
- (5) 知事が認定企業に訪問することを原則とするが、当該企業の希望や日程調整の結果により、当該企業が県庁に知事を訪問の上、対談を実施する場合もありうる。
- (6) 知事の業務日程の都合により、対応できない場合がありうる。
- (7) 対談の内容や掲載データは、県HP等で活用する場合もある。

4 申込方法等

事業の実施を希望する認定企業は、上記の留意事項を了承の上、別紙様式により下記事務局に電子メール、FAX、郵送、持参等の方法で申し込み、訪問日程や対談内容等について調整を行うものとする。

なお、申し込みは平成30年4月1日から、随時受け付ける。

事務局：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課（成長期待企業向け窓口）
TEL 0985-26-7114
FAX 0985-32-4457
E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp
同 企業立地推進局企業立地課（立地企業向け窓口）
TEL 0985-26-7573
FAX 0985-26-0219
E-mail kigyorichi@pref.miyazaki.lg.jp